

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
用途地域の変更（京都市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積		建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考	
第一種低層住居専用地域	約	148	ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約	898	ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約	2,008	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約	496	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計	約	3,550	ha					23.7%
第二種低層住居専用地域	約	17	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約	3	.7	ha	10/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計	約	21	ha					0.1%
第一種中高層住居専用地域	約	94	ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約	2,192	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約	72	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	2,358	ha					15.7%
第二種中高層住居専用地域	約	678	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約	35	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計	約	713	ha					4.7%
第一種住居地域	約	1,774	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.9%
	約	7	.0	ha	30/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計	約	1,781	ha					11.9%
第二種住居地域	約	1,040	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約	233	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
	小計	約	1,273	ha					8.5%
準住居地域	約	8	.0	ha	20/10 以下	—	—	—	0.0%
	約	89	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.6%
	小計	約	97	ha					0.6%
近隣商業地域	約	198	ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.4%
	約	761	ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	5.0%
	小計	約	959	ha					6.4%
商業地域	約	21	ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約	504	ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.4%
	約	55	ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約	237	ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.6%
	約	191	ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.3%
	小計	約	1,008	ha					6.8%
準工業地域	約	1,696	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.4%
	約	169	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1%
	約	8	.0	ha	40/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計	約	1,873	ha					12.5%
工業地域	約	973	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.5%
	約	309	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.1%
	約	3	.8	ha	40/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計	約	1,286	ha					8.6%
工業専用地域	約	68	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約	14,987	ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の 2 第 3 項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。

(2) 河川、水路その他の公共施設

(3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園

(4) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 2 第 3 号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理 由

本都市計画は、交通拠点の周辺に都市機能を集積させ、利便性の向上を図るとともに、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を実現するため、用途地域を変更するものである。